

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

日本国（証券コード：－）

【据置】

外貨建長期発行体格付	A A A
格付の見通し	安定的
自国通貨建長期発行体格付	A A A
格付の見通し	安定的

■ 格付事由

- (1) 格付は、高度に発展した経済構造と世界第一位の対外純資産、多額の家計貯蓄を背景にした国債の安定的な国内保有および消化構造、社会保障改革の一定の進展などを評価している。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の減退により、20年4～6月期の成長率は戦後最大の落ち込みを記録した。しかし、政府の大型経済対策や日銀の資金支援策などにより、家計や企業の資金繰りへの影響は一定程度緩和されており、企業倒産も相応に抑制されている。経済対策の財源として国債が短期債を中心に大幅増発され、財政状況は悪化したが、日銀による国債買入増額などもあり国債の消化は概ね順調に行われており、金融市場は安定している。全世代型社会保障改革は一定の進展を見せており、社会保障・財政の持続可能性の確保に向けた政府の改革へのコミットメントは継続している。以上を踏まえ、格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- (2) コロナ禍の影響で日本経済は他国と同様に深刻な打撃を受け、20年4～6月期の実質 GDP 成長率はマイナス 29.3%（前期比年率）と戦後最大の落ち込みを記録した。これに対し、政府は家計に対する補助や企業の資金繰り支援を中心とする緊急経済対策を相次いで策定しており、20年4月の緊急経済対策、12月の総合経済対策の事業規模は各々117.1兆円、73.6兆円に上る。日銀も20年3月に新型コロナ対応金融支援特別オペを導入した。これらの施策の結果、失業率や企業倒産件数は08～09年の世界金融危機時と比べて抑制されている。他方、消費者物価上昇率はマイナス圏で推移している。公需による下支えとコロナ禍の漸次的な収束により21年度の成長率は3～4%程度と、前年度の落ち込みを完全に取り戻すには至らないものの、緩やかな成長軌道に回帰可能とみている。
- (3) 今般の経済対策の財源として、20年度の財投債を含む国債発行額は短期債を中心に約110兆円増額された。他方、日銀は20年4月に国債の無制限購入を決定し、20年4～21年1月のグロスの国債買入額は約70兆円に達した。日銀の国債買入に加え、年金・生保の長期債への堅調な需要もあり国債の消化は概ね順調に進み、10年物国債金利は0%近傍で推移するなど、債券・金融市場は安定している。内閣府の中長期財政試算（21年1月）によると、20年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（PB）赤字はGDP比12.9%、20年度末の公債等残高は同216.3%といずれも前年度から非連続的に増大し、財政状況は悪化する見通しである。ただ、コロナ禍による経済損失を機動的かつ有効な財政出動により可能な限り緩和することが、早期の実体経済の回復およびその後の財政健全化に資するものとJCRは考えている。
- (4) 政府は現行の財政健全化目標である25年度までのPB黒字化を維持しているが、足元の財政悪化を踏まえると、現実的な目標とは言えなくなっている。コロナ禍が今も続いている状況下では、増税による拙速な財政健全化を進めることは必ずしも賢明ではないものの、コロナ禍収束が見えてきた時期に、新たな中長期の財政健全化の方向性、およびそれに対する政府の強いコミットメントを示すことが財政の持続可能性に対する信認を維持する上で重要であるとJCRは考えている。政府は21年度に財政健全化計画の中間評価を行う予定であることから、当該中間評価とその後の財政健全化の議論の展開を注視していく。

(5) 政府は19年9月に設置した全世代型社会保障検討会議を中心に社会保障改革の議論を進めてきた。19年12月の中間報告では労働や年金分野の改革の方針が示され、20年の通常国会で関連法案が成立した。安倍内閣の後を受けた菅内閣の下でも改革の議論は継続し、20年12月の最終報告では少子化や医療分野の改革の方針が取り纏められ、21年の通常国会での成立を目指す状況となっている。これらの改革の規模は財政健全化を達成するには十分ではないものの、コロナ禍の中で改革が一步前進したことの意義は大きいとJCRはみている。また、菅政権は20年10月、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、12月にはグリーン成長戦略を発表した。世界的に脱炭素化の流れが加速する中で、環境対応を経済成長の機会に転換させる取り組みは日本の中長期の持続的な経済成長の底上げにとっても重要とJCRは考えている。今後の成長戦略の進捗状況を注目していく。

(担当) 増田 篤・遠藤 進一

■格付対象

発行体：日本国（Japan）

【据置】

対象	格付	見通し
外貨建長期発行体格付	AAA	安定的
自国通貨建長期発行体格付	AAA	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2021年3月2日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：内藤 寿彦
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「ソブリン・準ソブリンの信用格付方法」(2014年11月7日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 日本国 (Japan)
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した経済・財政運営方針などに関する資料および説明
・ 経済・財政動向などに関し中立的な機関が公表した統計・報告
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 非依頼格付について：
本件信用格付は格付関係者からの依頼に基づかない信用格付である。国に対する信用格付である場合を除き、依頼に基づく格付と区別するため格付記号の後に「p」を表示している。格付関係者からは、信用評価に重要な影響を及ぼす非公表情報を入手している。
10. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っており、JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル